

第40回記念全国統一キャンペーン 東地税協実施要領

営業職員表彰

● VIP大型総合保障制度

■全税共会長賞

★★★トリプルスター

表彰状・10万円商品券
東京地方地区内 最高挙績者1名

★★ ダブルスター

表彰状・7万円商品券
東京地方地区内 第2位挙績者1名

★ シングルスター

表彰状・6万円商品券
東京地方地区内 第3位挙績者1名

※上記の各賞は理事長賞・金賞・銀賞・銅賞・努力賞と重複して表彰しない。
※会長賞★★★・★★・★はS、Pいずれの報告でも評価の対象とし、S1億円=P7
万円の換算式により挙績順位を決定する。
※会長賞★★・★は、挙績第2位、第3位の者それぞれに1名(ただし保険金額(S)
5億円以上または保険料(P)月額35万円以上)
※Sは期間中に成立した契約の保険金額の合計、Pは期間中に成立した契約の
初回保険料の月額の合計額とする。
※年払いの保険料は1ヶ月分保険料(1/12)を計上する。

【全税共特別賞】

■ウルトラ会長賞

表彰状・5万円商品券
第38回～第40回キャンペーン
において3年連続で「会長賞」
を受賞し、かつ3年連続で「キ
ングオブキングス」を受賞した方

表彰状・10万円商品券
保険金額(S) 20億円以上又は
保険料(P)月額140万円以上の方

■キングオブキングス

●全税共年金

■年金プラチナ賞

表彰状・1万円商品券
月払20口(100,000円)以上

■年金ゴールド賞

表彰状・5千円商品券
月払10口(50,000円)以上

■特別賞

クイーンオブクイーンズ

表彰状・10万円商品券
月払100口(500,000円)以上

【第40回記念特別賞】

■全国優績ベスト40

10万円商品券
P挙績額の全国上位40名

表彰式・祝賀会

とき：令和8年2月5日(木)

ところ：横浜ベイホテル東急

招待者：被表彰者(機関長を含む)並びに支社長、本社役員。
※努力賞受賞者を除く。

主催 東京地方税理士協同組合 後援 全国税理士共済会

年間表彰

●期間：令和6年12月1日～令和7年8月31日

■全税共年間賞A 表彰状・20万円商品券
全税共主催の表彰式にご招待
保険料(P)月額200万円以上

■全税共年間賞B 表彰状・10万円商品券
保険料(P)月額100万円以上

※上記各賞は重複して表彰しない。

※全税共年金は月払1口=5,000円で計算し、加算できる。

※一括払は1口(100,000円)=月払0.2口(1,000円)換算する。

支社・機関表彰

支社表彰

■優秀支社 20

感謝状・20万円記念品料
VIP銅賞以上入賞者が合計20名
以上または支社における挙績
(非入賞者の挙績を含む)が保
険料(P)月額300万円以上と
なった支社

※上記の賞は東地税協特別施策支社表彰と重複して表彰しない。

機関表彰

■優秀機関賞

感謝状・7万円記念品料
VIP銅賞以上入賞者が5名以上
または機関における挙績(非入賞
者の挙績を含む)が保険料(P)月
額200万円以上となった機関

※上記の賞は東地税協特別施策機関表彰と重複して表彰しない。

※年間賞の人数を除く。

【第40回記念特別賞】

■ベスト40輩出機関長賞

3万円記念品料
ベスト40を輩出した機関長

(注)賞品・賞金の課税について

受賞者又は保険会社現地支社等が受け取る受賞に伴う賞品・賞金は、受
賞者の課税所得の対象となり申告義務が生じます。

対象については次のとおり取り扱うものとします。

対象・提携保険会社の営業職員及び支社(機関)

※1 代理店募集は除く。(税理士V・IP代理店との共同募集の場合は、原則として半額を
計上するものとする)

※2 契約更改時等のカウント方法は、次のように統一する。

①自社の全税共扱い商品を転換・増額した場合は増額分のみ計上。

②自社の全税共扱い商品を更改(保険期間終了に伴う)した場合は全額を計上。

③他契約(全税共扱い以外の契約又は他社の全税共扱い商品)からの変更は全額を計上。

※3 保険会社の支社・機関等は、原則としてその所在地を管轄する委託組合のキャンペーン
に参加する。(疑惑のある場合は事前に保険会社・委託組合で協議する。)又、仮にその
機関等が複数の委託組合にまたがる場合でも、表彰は1カウントとし、重複して(2つ
の委託組合で)表彰しない。

第40回記念全国統一キャンペーン 東地税協実施要領

営業職員表彰

● VIP大型総合保障制度

- 理事長賞 表彰状・5万円商品券
S基準5億円以上又はP基準月額35万円以上
- 金賞 表彰状・3万円商品券
S基準3億円以上又はP基準月額21万円以上
- 銀賞 表彰状・2万円商品券
S基準2億円以上又はP基準月額14万円以上
- 銅賞 表彰状・1万円商品券
S基準1億円以上又はP基準月額7万円以上
- リピート賞 1万円商品券
銅賞以上入賞者の内、今回を含め連続3回以上入賞
- 努力賞 5千円商品券(表彰祝賀会ご招待代替施策)
S基準8千万円以上又はP基準月額5万円以上

※理事長賞・金賞・銀賞・銅賞・努力賞は重複して表彰しない。

※Sは期間中に成立した契約保険金額の合計、Pは期間中に成立した契約の初回保険料の月額の合計額とする。

※年払いの保険料は1ヶ月分保険料(1/12)を計上する。

支社・機関表彰

● 支社表彰

- 特別支社 50 感謝状・50万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が50名以上の支社
- 特別支社 45 感謝状・45万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が45名以上の支社
- 特別支社 40 感謝状・40万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が40名以上の支社
- 特別支社 35 感謝状・35万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が35名以上の支社
- 特別支社 30 感謝状・30万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が30名以上の支社
- 特別支社 25 感謝状・25万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が25名以上の支社
- 特別支社 15 感謝状・15万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が15名以上の支社
- 特別支社 10 感謝状・10万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が10名以上の支社

※上記の各賞は全税共施策優秀支社20と重複して表彰しない。

※年間賞の人数を除く。

※VIP銅賞以上の入賞者を55名以上輩出した支社は、感謝状と入賞者数に1万円を乗じた記念品料(ただし1万円単位は5万円刻み)を進呈。

年間表彰

● 期間：令和6年12月1日～令和7年8月31日

● VIP年間表彰

- 年間7(セブン)賞 表彰状・7万円商品券
S基準7億円以上又はP基準月額49万円以上
- 年間5(ファイブ)賞 表彰状・5万円商品券
S基準5億円以上又はP基準月額35万円以上
- 年間努力賞 表彰祝賀会にご招待
P基準月額21万円以上

※上記の各賞は重複して表彰しない。

● 機関表彰

- 東地税協優秀機関賞 感謝状・入賞者数×1万円+2万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が6名以上
- 東地税協機関賞 感謝状・1万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が2名以上

※上記の各賞は全税共施策優秀機関賞と重複して表彰しない。

※年間賞の人数を除く。

(注)賞品・賞金の課税について

受賞者又は保険会社現地支社等が受け取る受賞に伴う賞品・賞金は、受賞者の課税所得の対象となり申告義務が生じます。

表彰式・祝賀会

とき：令和8年2月5日(木)
ところ：横浜ベイホテル東急

招待者：被表彰者(機関長を含む)並びに支社長、本社役員。
※努力賞受賞者を除く。

主催 東京地方税理士協同組合 後援 全国税理士共済会

対象については次のとおり取り扱うものとします。

対象・提携保険会社の営業職員及び支社(機関)

- ※1 代理店募集は除く。(税理士V・P代理店との共同募集の場合は、原則として半額を計上するものとする)
- ※2 契約更改時等のカウント方法は、次のように統一する。
 - ①自社の全税共扱い商品を転換・増額した場合は増額分のみ計上。
 - ②自社の全税共扱い商品を更改(保険期間終了に伴う)した場合は全額を計上。
 - ③他契約(全税共扱い以外の契約又は他社の全税共扱い商品)からの変更は全額を計上。
- ※3 保険会社の支社・機関等は、原則としてその所在地を管轄する委託組合のキャンペーンに参加する。(疑義のある場合は事前に保険会社・委託組合で協議する。)又、仮にその機関等が複数の委託組合にまたがる場合でも、表彰は1カウントとし、重複して(2つの委託組合で)表彰しない。